別添2－1

菊池市下水道事業経営戦略

団体名	熊本県菊池市
事業名	農業集落排水事業
策定日	令和　7　年　　月
計画期間	令和　7　年度　～　令和　16　年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和63年度 (31年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	一部適用 (令和2年4月)
処理区域内人口密度	16.1人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	5処理区(七城地区2処理区・泗水地区3処理区)		
処理場数	5処理場(七城地区:七城北部浄化センター、七城南部浄化センター 泗水地区:永住吉地区クリーンセンター、田島地区クリーンセンター、三万田地区クリーンセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化・最適化については令和2年度に菊池市全域及び他市を含めた終末処理場の最適な数を計画するため委託を実施 共同化については、該当事項がありません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道使用料体系は従量制、定額制、人頭制などに大別され、本市の農業集落排水事業では人頭制を採用しています。(基本料1,429円＋1人当たり477円を加算し合計に税を加算) (基本料1,429円＋人数×477円)+税						
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務料金の主なものでは、基本料は1,429円、業務料金として1,905円と従業員数に応じ239円を加算しこれに税を加算します。						
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし						
条例上の使用料*2 (3人世帯あたり) ※過去3年度分を記載	平成4年度	3,140	円	実質的な使用料*3 (20㎥あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,285	円
	令和5年度	3,140	円		令和5年度	3,295	円
	令和6年度	3,140	円		令和6年度	3,305	円

*2 条例上の使用料とは、人頭制のため一般家庭における3人世帯あたりの使用料を記載。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職　員　数	下水道課職員13名で構成されています。内訳として、主に下水道使用料に関することや下水道事業会計の予算決算業務を行う管理係に4名、主に下水道の整備、特に接続に関する業務を行う工務係に4名、施設やMP等の維持管理の業務を行う施設係に2名を配置しており、農業集落排水事業から職員2名分を支出。
事 業 運 営 組 織	下水道課職員13名（課長1名、課長補佐2名、係長2名、管理係3名、工務係2名、施設係2名、会計年度任用職員1名） 課長 ― 課長補佐 ― 管理係　課長補佐以下4名 課長補佐 ― 工務係　係長以下4名、会計年度任用職員1名 課長補佐 ― 施設係　課長補佐以下3名 うち農業集落排水事業に4名を配置

（2）民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	処理場及びポンプ場の運転管理を民間委託 使用料に関する業務（使用料の請求や徴収に関すること等）を民間委託
	イ 指定管理者制度	現在活用はありません。
	ウ PPP・PFI	現在活用はありませんが、今後はウォーターPPPによる包括委託を検討します。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	現在活用はありません。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	現在活用はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

（3）経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について）（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

1、経営の健全性・効率性

経常収支比率	望ましい方向：増加	
指標の説明	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。	
指標の基準（目標）値	単年度の収支が黒字であることを示す100％以上となっていることが必要です。	
グラフ及び実績	 R02 R03 R04 R05 R06 当該値 107.83 103.66 101.61 104.10 99.69 平均値 103.09 102.11 101.91 103.07 103.04 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント		

※累積欠損金比率、流動比率、企業債残高対事業規模比率については数値なし

企業債残高対事業規模比率	望ましい方向：減少	
指標の説明	下水道使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。	
指標の基準（目標）値	明確な基準はありません。減少が望ましい	
グラフ及び実績	 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	一般会計からの繰入金により財源措置している状況のため、算出式の都合上、比率（棒グラフ）は算出できません。今後も老朽化に伴う施設の更新が見込まれることから、事業の計画的な執行と企業債の適正な管理に努めます。	

経費回収率	望ましい方向：増加	
指標の説明	下水道使用料で回収すべき経費(汚水処理費)をどの程度賄えているかを表す指標です。	
指標の基準（目標）値	すべて下水道使用料で賄っている「100％以上」であることが必要です。	
グラフ及び実績	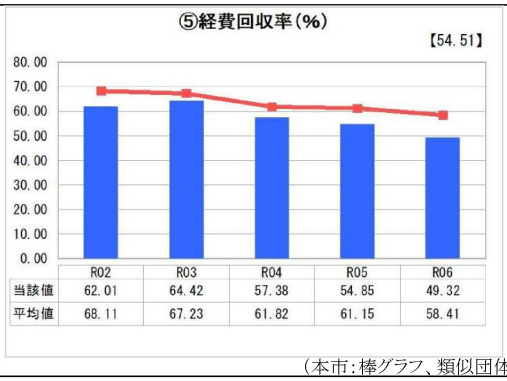 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	令和4年度より減少に転じ、今後も減少が見込まれるため、継続して収支の検証を行います。	

汚水処理原価	望ましい方向：減少	
指標の説明	有収水量（下水道使用料の対象となる水量）1㎥当たりの汚水処理に要した費用を表す指標です。	
指標の基準（目標）値	明確な基準はありません。減少が望ましい。	
グラフ及び実績	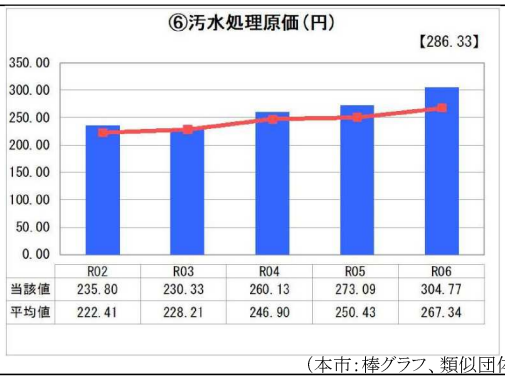 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	増加傾向にあり、処理場の維持管理費等の増が影響しています。必要に応じた修繕を計画的かつ効率的に進めます。	

施設利用率	望ましい方向：増加	
指標の説明	汚水の処理施設が1日に対応可能な処理能力に対する、1日平均処理水量の割合であり、施設状況や適正規模を判断する指標です。	
指標の基準（目標）値	明確な数値基準はありません。増加が望ましい	
グラフ及び実績	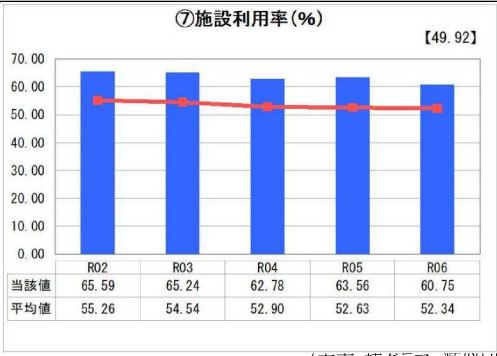 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	利用率は60％台で推移しており低迷しているため、今後は施設の統合も含めて検討します。	

水洗化率	望ましい方向：増加	
指標の説明	処理区域内人口のうち水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標です。	
指標の基準（目標）値	公共用水域の水質保全や、下水道使用料収入の増加などの観点から、「100％」であることが望ましいとされています。	
グラフ及び実績	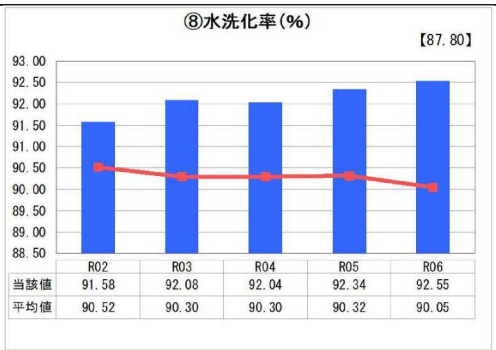 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	増加傾向にあるため。今後も水洗化率の向上に向けた取り組みを継続します。	

2. 将来の事業環境

（1）処理区域内人口の予測

全国的に人口減少が進んでいる中、菊池市でも人口減少が進んでいます。処理区域内人口も、市全体人口と比例して減少していくものと予測します。

■人口の推移（単位：人）

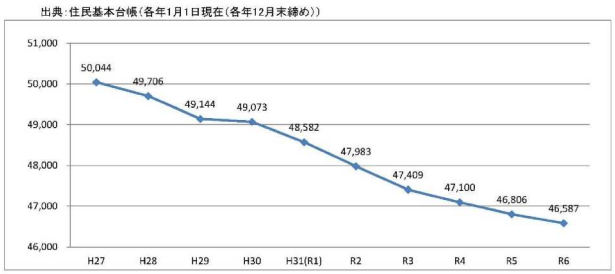

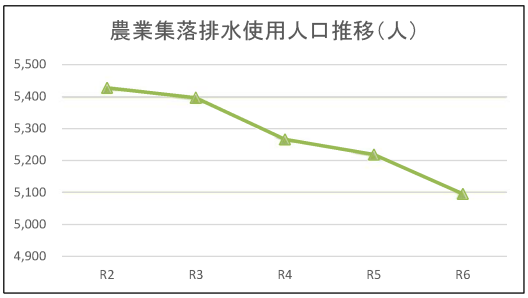

（2）有収水量の予測　※有収水量：下水道使用料徴収の対象となる水量。

七城地区、泗水地区共に処理区域内人口が減少しており、今後も市全体の人口減少に伴い徐々に減少すると予測します。また管渠の定期的な点検の実施等の調査を計画する予定です。

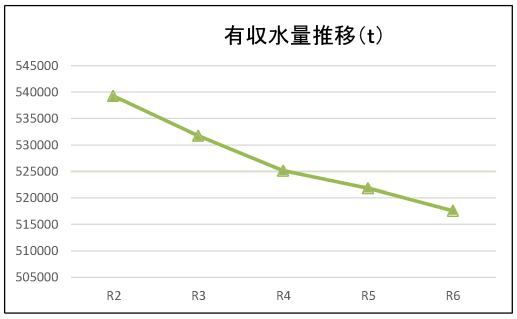

（3）使用料収入の見通し

使用料収入は年々減少しおり、経費回収率は他の下水道事業と比較して低い状況にあります。他の下水道事業の料金見直し時期と合わせ、令和令和13年度を目途に料金改定を見込んでいます。

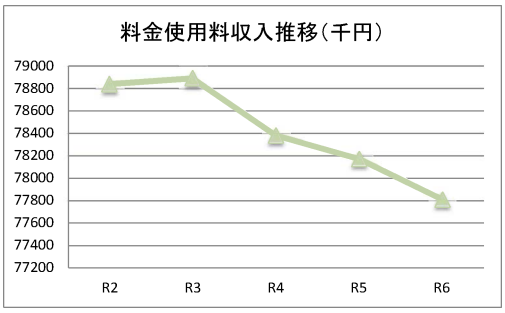

（4）施設の見通し

処理場施設については、農業集落排水施設最適整備構想により順次更新が必要です。処理場の改築、管渠の更新について必要な計画を行います。

【今後の主な施設改築更新内容】
○現在は具体的な計画はなし

管渠の更新については、一番古い管渠で供用開始約25年程度経過しておりますので、将来に向け財源等の計画を行います。
【今後主な管渠改築工事】
○管渠老朽化調査等
○処理場統合による特定環境保全公共下水道への管渠接続工事

（5）組織の見通し

令和2年度より企業会計（法の一部適用）を行ったため、現在組織の変更は行っておりません。
将来的には、他部署との組織統合を検討する必要があると考えます。

R2年度

建設部	下水道課	管理係
		工務係
		施設係

※将来の統合例

建設部	上下水道課（局）	管理係	契約事務、検査等全般
		庶務係	料金等その他庶務全般
		工務第1係	上水配水管等の維持、新設
		工務第2係	下水管渠、浄化槽等の維持、新設
		施設係	配水池、処理場の維持管理

3．経営の基本方針

【基本方針】
菊池市では、自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく「安心・安全の『癒しの里』きくち」を目指し、快適で安全・安心な生活の確保を図るため、菊池市下水道事業において6つの事業による整備や維持管理を行っています。農業集落排水事業については市町村合併前に5か所に処理場があり、まず七城南部浄化センターについては、平成8年に事業採択を受け平成13年に供用を開始し、現在までに汚水管渠の整備距離は約20kmです。七城北部浄化センターについては、平成9年に事業採択を受け平成16年に供用を開始し、現在までに汚水管渠の整備距離は約16kmです。続いて永住吉クリーンセンターについては、平成6年に事業採択を受け平成10年に供用を開始し、現在までに汚水管渠の整備距離は約15kmです。田島クリーンセンターについては、平成9年に事業採択を受け平成14年に供用を開始し、現在までに汚水管渠の整備距離は約17kmです。最後に、三万田クリーンセンターについては、平成16年に事業採択を受け平成20年に供用を開始し、現在までに汚水管渠の整備距離は約4kmです。今後、施設の更新及び特定環境保全公共下水道への統合を見据えた検討を計画します。
近年は全国的に少子高齢化や人口減少の時代に直面し、下水道事業においても使用料収入の確保や下水道施設の更新、また財政状況の改善が課題となっています。このような状況のなか、市は住民のニーズや地理的特性を踏まえ、柔軟かつ計画的な経営への取り組みを進めていかなければなりません。
菊池市下水道事業は、令和2年度より一部法適用に会計方式を切り替え下水道施設の適切な整備・維持管理を通じた細やかな下水道サービスの実現と、持続可能な社会インフラ形成に向けた財政基盤の強化との両立を経営の基本的方針とします。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別　紙　の　と　お　り

※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目　　標	将来的な処理施設の改築更新事業など、処理施設の統合を視野に入れた計画、また管渠の更新と、今後経費の増加が推測できるため、農業集落排水施設最適整備構想に基づき投資の平準化に努めます。

1.【汚水処理場】
・改築更新（補助事業）
　農業集落排水施設最適整備構想に基づく改築などの更新を計画します。
・広域化
　特定環境保全公共下水道への統合の計画を検討します。
　永住吉クリーンセンターにおいては、令和8年度に特定環境保全公共下水道へ統合します。
2.【汚水管渠】
・未普及整備（補助、起債事業、単独事業）
　面整備が完了していることから小規模なものを想定しています。
　管渠等の更新について検討します。
・公共桝設置（単独事業）
　新規住宅建設に伴い20基程度の設置を行うことで、今後も水環境、水洗化率の向上の為、積極的な推進をしていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目　　標	使用料については、人口ビジョン等による市全体の人口減、それに伴う水洗化率も減少するため、適正な使用料の改定を目指し経営の安定化を図ります。

【収益的収入】
（使用料収入）
　減少傾向に推移していくものと推測します。使用料の見直しについては、今後検討し長期的な視点に基づき財政状況や経営状態を詳細に把握し、適正な使用料への改定を目指します。
（繰入金）
　財源不足を起こさないよう繰り入れを行います。当面は基準外の繰り入れも発生するため、経費削減に努めます。

【資本的収入】
（国庫補助金）
　特定環境保全公共下水道への統合を検討します。
（企業債）
　世代間負担の平準化を図るため、また建設事業の財源不足を防ぐため、償還額内の借り入れを行います。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

民間の活力の活用について、処理施設の維持管理運転業務委託を行っていますが、今後は近隣自治体の状況を参考に本市がどの範囲までの包括的民間委託ができ、また費用対効果がどの程度見込めるのかを検証します。

【職員給与費】	人件費の上昇や毎年の人事異動、組織変更もあることから、今後も微増で推移すると見込んでいます。
【動力費】	社会情勢により大きく変動しますが、上昇を見込んでいます。
【薬品費】	現状と同程度で推移すると見込んでいます。
【修繕費】	老朽化による修繕増により上昇を見込んでいます。
【委託費】	主なものは処理場の維持管理業務委託であり、委託料は人件費が大きな割合を占めているため、今後も人件費の上昇を見込んでいます。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（1）において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

＊（1）において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

＊ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	県や近隣市の状況を参考に、特定環境保全公共下水道との統合を含めた広域化の検討を実施していきます。
投資の平準化に関する事項	農業集落排水施設最適整備構想により効率的な投資を目指します。 投資の財源として、国庫補助金や企業債を最大限に利用し、単年度における経費の減少を図ります。
民間活力の活用に関する事項 （PPP/PFIなど）	取り組み可能な業務について先進事例などを参考に検討します。
その他の取組	予定していません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	市民サービスに不可欠な下水道を安定的に維持し続けるには、一般会計からの繰り入れ金に過度に依存せず中長期的に自立安定した経営基盤を築く必要があるため、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があります。 また、一般会計からの繰り入れによる経営は、当該区域内で便宜を受けることができる住民とそうでない住民との間に不公平が生じるなどの問題もあるため、使用料の適正化を進めます。
資産活用による収入増加 の取組について	予定していません。
その他の取組	・下水道使用料収入の確保 公衆衛生の向上、地域の環境保全からも未水洗家屋の所有者等に対し、市広報等による啓発・水洗化促進を進めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	業務に関し民間活力等の適用範囲を検証し、経費削減等の効果を含め検討していきます。
職員給与費に関する事項	包括的民間委託等により業務内容に変更が生じた場合、必要に応じて人事担当部局と適正な人員配置について検討します。
動力費に関する事項	設備の更新や最新化を実施することで、消費電力減少の効果を図り、入札等を実施することにより、今後の電力単価の増大などの対策に努めます。
薬品費に関する事項	該当ありません。
修繕費に関する事項	老朽化の度合いなどを検討し、農業集落排水施設最適整備構想に基づいた計画的な更新を行うことで、修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	包括的民間委託など民間活用によるコスト削減について検討します。
その他の取組	予定していません。

５．経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	進捗管理やPDCAサイクルなどを用いて事後検証行い、5年目に経営戦略の見直しを行います。 見直しの際は、投資試算・財源試算と実績との乖離及びその原因を検証し、将来の予測方法や経営の効率化に向けた取り組み等について、必要な見直しを実施することで事業運営を図ります。 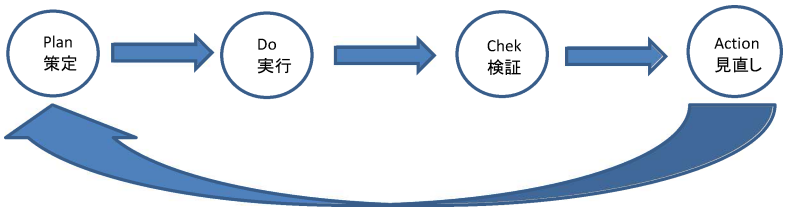

SDGsのゴール	6　安全な水とトイレを世界中に

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

農業集落排水事業

（税抜き）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算）	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支 収益的収入 1．営業収益 (A)	88,097	87,448	84,779	62,306	62,296	62,196	62,186	62,176	73,391	73,381	73,371	73,361
(1) 料金収入	78,176	77,815	75,149	56,218	56,218	56,128	56,128	56,128	67,353	67,353	67,353	67,353
(2) 受託工事収益 (B)												
(3) その他	9,921	9,633	9,630	6,088	6,078	6,068	6,058	6,048	6,038	6,028	6,018	6,008
2．営業外収益	252,028	248,806	274,986	224,420	223,534	217,299	220,634	220,106	205,570	208,965	209,414	210,054
(1) 補助金	170,388	168,343	195,843	164,591	164,319	158,698	162,647	162,733	148,811	152,820	153,883	155,137
他会計補助金	170,388	168,343	195,843	164,591	164,319	158,698	162,647	162,733	148,811	152,820	153,883	155,137
その他補助金												
(2) 長期前受金戻入	81,571	80,109	79,073	59,768	59,154	58,540	57,926	57,312	56,698	56,084	55,470	54,856
(3) その他	69	354	70	61	61	61	61	61	61	61	61	61
収入計 (C)	340,125	336,254	359,765	286,726	285,830	279,495	282,820	282,282	278,961	282,346	282,785	283,415
収益的支出 1．営業費用	296,933	309,886	318,294	263,128	264,331	265,584	266,880	268,225	269,622	271,068	272,565	274,090
(1) 職員給与費	6,309	4,697	9,177	10,401	10,401	10,401	10,401	10,401	10,401	10,401	10,401	10,401
基本給	3,541	2,639	4,284	4,364	4,364	4,364	4,364	4,364	4,364	4,364	4,364	4,364
退職給付費	119	509	82	576	576	576	576	576	576	576	576	576
その他	2,649	1,549	4,811	5,461	5,461	5,461	5,461	5,461	5,461	5,461	5,461	5,461
(2) 経費	130,093	146,545	151,701	132,102	134,533	137,014	139,538	142,111	144,734	147,406	150,131	152,884
動力費	24,839	28,130	30,674	26,200	26,514	26,833	27,155	27,480	27,810	28,144	28,482	28,823
修繕費	18,872	28,683	33,534	24,923	25,421	25,930	26,448	26,977	27,517	28,067	28,629	29,201
材料費	1,948	2,014	3,008	2,864	2,921	2,980	3,039	3,100	3,162	3,225	3,290	3,336
その他	84,434	87,718	84,485	78,115	79,677	81,271	82,896	84,554	86,245	87,970	89,730	91,524
(3) 減価償却費	160,531	158,644	157,416	120,625	119,397	118,169	116,941	115,713	114,487	113,261	112,033	110,805
2．営業外費用	29,793	27,398	21,284	22,858	20,234	17,528	15,174	13,347	11,874	10,686	9,703	8,777
(1) 支払利息	22,377	19,838	19,170	19,812	17,188	14,482	12,128	10,301	8,828	7,640	6,657	5,731
(2) その他	7,416	7,560	2,114	3,046	3,046	3,046	3,046	3,046	3,046	3,046	3,046	3,046
支出計 (D)	326,726	337,284	339,578	285,986	284,565	283,112	282,054	281,572	281,496	281,754	282,268	282,867
経常損益 (C)-(D) (E)	13,399	△ 1,030	20,187	740	1,265	△ 3,617	766	710	△ 2,535	592	517	548
特別利益 (F)												
特別損失 (G)	160		101	300	300	300	300	300	300	300	300	300
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 160		△ 101	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)	13,239	△ 1,030	20,086	440	965	△ 3,917	466	410	△ 2,835	292	217	248
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	5,379	13,239	12,600	12,599	13,564	9,647	10,113	10,523	6,688	6,980	7,197	7,445
流動資産 (J)	111,093	114,575	116,704	117,144	118,109	114,192	114,658	115,068	112,233	112,525	112,742	112,990
うち未収金	9,798	82,084	74,039	64,581	4,684	4,684	4,684	4,684	5,612	5,612	5,612	5,612
流動負債 (K)	254,215	232,584	216,376	214,202	191,944	160,400	136,344	110,232	92,825	82,274	76,647	71,020
うち建設改良費分	208,587	204,239	199,907	193,913	179,882	148,288	124,232	98,120	80,713	70,162	64,535	58,908
うち一時借入金												
うち未払金	45,104	27,792	13,972	11,612	11,612	11,612	11,612	11,612	11,612	11,612	11,612	11,612
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}$ ×100）												
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)												
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	88,097	87,448	84,779	62,306	62,296	62,196	62,186	62,176	73,391	73,381	73,371	73,361
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	88,097	87,448	84,779	62,306	62,296	62,196	62,186	62,176	73,391	73,381	73,371	73,361
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)												

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

農業集落排水事業

（税込み）　　（単位：千円）

区分 ＼ 年度			前々年度（決算）	前年度（決算）	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	73,000	151,800	158,500	165,400	142,000	122,750	109,000	90,000	63,000	48,000	49,000	50,000
		うち資本費平準化債	73,000	130,000	125,000	121,000	105,000	90,000	57,000	35,000	17,000			
		2. 他会計出資金	70,739	22,415		24,080	36,337	43,187	26,993	23,609	26,188	25,493	15,678	10,810
		3. 他会計補助金												
		4. 他会計負担金												
		5. 他会計借入金												
		6. 国（都道府県）補助金												
		7. 固定資産売却代金												
		8. 工事負担金	2,017	2,940	17,360	6,160	6,160	6,160	6,160	6,160	6,160	6,160	6,160	6,160
		9. その他												
		計 (A)	145,756	177,155	175,860	195,640	184,497	172,097	142,153	119,769	95,348	79,653	70,838	66,970
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純計 (A)-(B) (C)	145,756	177,155	175,860	195,640	184,497	172,097	142,153	119,769	95,348	79,653	70,838	66,970
	資本的支出	1. 建設改良費	23,683	27,297	32,370	49,830	50,827	51,844	52,880	53,938	55,017	56,117	57,239	58,384
		うち職員給与費	8,295	2,986	6,551	6,872	7,009	7,149	7,292	7,438	7,586	7,738	7,893	8,051
		2. 企業債償還金	206,200	208,587	204,239	199,907	193,913	179,882	148,288	124,232	98,120	80,713	70,162	64,535
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他会計への支出金												
		5. その他												
		計 (D)	229,883	235,884	236,609	249,737	244,740	231,726	201,168	178,170	153,137	136,830	127,401	122,919
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			84,127	58,729	60,749	54,097	60,243	59,629	59,015	58,401	57,789	57,177	56,563	55,949
補塡財源		1. 損益勘定留保資金	84,127	58,729	60,749	54,097	60,243	59,629	59,015	58,401	57,789	57,177	56,563	55,949
		2. 利益剰余金処分額												
		3. 繰越工事資金												
		4. その他												
		計 (F)	84,127	58,729	60,749	54,097	60,243	59,629	59,015	58,401	57,789	57,177	56,563	55,949
補塡財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)			1,612,185	1,555,400	1,481,162	1,281,255	1,090,044	912,922	767,453	6,460,981	550,920	473,210	406,116	344,715

○他会計繰入金　　（単位：千円）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算）	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分	180,284	177,948	205,446	170,678	170,397	168,781	168,705	168,781	154,849	158,848	159,901	161,145
うち基準内繰入金	80,821	77,323	76,830	60,792	79,595	77,639	74,254	77,639	71,230	73,070	73,554	74,126
うち基準外繰入金	99,463	100,625	128,616	109,886	90,802	91,142	94,451	91,142	83,619	85,778	86,347	87,019
資本的収支分	70,739	22,415		24,080	36,337	43,187	26,993	23,609	26,188	25,493	15,678	10,810
うち基準内繰入金	21,956	22,235		22,021	18,392	13,294	5,763	4,763	3,763	2,863	1,863	863
うち基準外繰入金	48,783	180		2,059	17,945	29,893	21,230	18,846	22,425	22,630	13,815	9,947
合計	251,023	200,363	205,446	194,758	206,734	211,968	195,698	192,390	181,037	184,341	175,579	171,955